

地方公共団体の PPP／PFI 案件形成の取組を後押しします ～令和5年度 優先的検討規程運用支援の追加募集を開始～

- 内閣府では、公共施設の整備等に関する事業を効率的かつ効果的に進めるとともに、新たなビジネス機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことなどを目的に、PPP(Public Private Partnership)／PFI(Private Finance Initiative)を推進しており、地方公共団体等を対象とした支援を実施しています。
- 本日より、以下の支援措置について、令和5年度の支援対象となる地方公共団体の追加募集を開始いたします。

1. 優先的検討規程運用支援

地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程を「優先的検討規程」と言います。

内閣府では、同規程の策定や、規程を運用して具体の事業を PPP/PFI にて進捗させる過程に対して、内閣府が委託して派遣するコンサルタント等の助言や情報提供等を通じて支援します。

2. 募集期間

令和5年7月3日（月）～8月4日（金） 12時

※ 支援の詳細につきましては、以下の URL を御確認ください。

【掲載先 URL : https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/r5/r5_index.html】

【お問合せ先】

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室） 北村、土井、西野
TEL : 03-6257-1655